

四街道市小規模工事等契約希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四街道市が発注する小規模な建設工事及び施設の修繕（以下「小規模工事等」という。）について、四街道市内の中小建設業者を対象に、受注機会の拡大により地域経済の活性化を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、四街道市財務規則（昭和40年規則第1号）第107条に定める随意契約によるもので、設計金額が50万円以下のものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、1年以上の営業実績を有する者で、市内に本店を有する法人事業者（以下「法人事業者」という。）、又は市内に住所登録がある個人事業者のうち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する破産者及び成年被後見人並びに被保佐人若しくは被補助人で、復権を得ない者。
- (2) 四街道市競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者。
- (3) 希望する業種を履行するために、必要な資格、免許等を有しない者。
- (4) 市税を滞納している者。ただし、市長が特に認める場合を除く。

(名簿への登録)

第4条 四街道市小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録を希望する者は、四街道市小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める申請時期、方法等により申請しなければならない。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に定める時期以外においても、市長が特に必要と認めるときは、別に定める方法等により申請させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により登録の申請があったときは、申請書類の内容を審査し妥当と認めるときは登録名簿に登録し、公表するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は市長が別に定める。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効期間とする。

(登録者の取扱い)

第6条 市は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿の登録者に対し、積極的に見積り参加及び受注の機会を与えるように努めるものとする。

ただし、競争入札参加資格者名簿に登録された者のうちから、小規模工事等に該当する契約にかかる業者を選定することを妨げないものとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登録された者は、登録事項に変更があったとき、競争入札参加資格者名簿に登録したとき、又は営業を休止若しくは廃止したときは、速やかに市長に四街道市小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届(様式第2号)を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録名簿に登録されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に該当した場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

(その他)

第9条 この要綱に定めのないものについては、その他法令を遵守するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に四街道市小規模工事等契約希望者登録名簿に登録された者の取扱いは、改正後の四街道市小規模工事等契約希望者登録要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。